

議案第 88 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 21 年 6 月 17 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

平成 21 年度さいたま市一般会計補正予算（第 2 号）

専 決 処 分 書

平成21年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年4月22日

さいたま市長 相 川 宗 一

平成21年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

平成21年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,931千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392,182,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 繰越金		1	31,931	31,932
	1 繰越金	1	31,931	31,932
歳 入 合 計		392,150,294	31,931	392,182,225

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		43,402,661	31,931	43,434,592
	6 選挙費	996,579	31,931	1,028,510
歳 出 合 計		392,150,294	31,931	392,182,225